

第6章 自然環境

第1節 自然環境保全地域

県では、高山性、亜高山性植生や優れた天然林が相当部分を占める森林または草原の区域、優れた自然環境を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域、貴重な野生動植物の生息地である区域等を「自然環境保全地域」に指定することとしている。

なお、平成8年度末現在、敦賀市池河内と池田町檜俣の2箇所が指定されている。(表2-6-1)

表2-6-1 県自然環境保全地域の概要(平成9年3月31日現在)

名 称	所在地	指 定 年月日	面 積 (ha)			保全対象	保全対象の具体的内容
			特別地区	普通地区	計		
池河内	敦賀市 池河内	昭和52 3.25	7.80 (うち、野生動植物 保護地区 7.40)	103.20	111.00	湿原植物の 自生地・ 野生動物の 生息地	高層湿原性イヌイハナヒゲ ハリミズゴケ群落、 ヤナギトラノオ(南限種)、 ヤチスギラン(西限種)、 ハッチョウトンボ
檜 俣	池田町 檜 俣	昭和54 6.19	162.12	—	162.12	天然林が 相当部分 を占める 森林の区域	ブナ・ウスギョウラクチシ マザサ群落、モミジカラムツ、 シロウマイノデ(西限種)、 シマイヌワラビ(北東限種)

第2節 自然公園

本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国定公園、嶺南のリアス式海岸である若狭湾国定公園および奥越高原県立自然公園の4つがあり、その面積は、合計61,432haで県土面積の14.7%を占めている。

また、若狭湾国定公園には、三方海中公園地区が指定されている。(表2-6-2、図2-6-3)

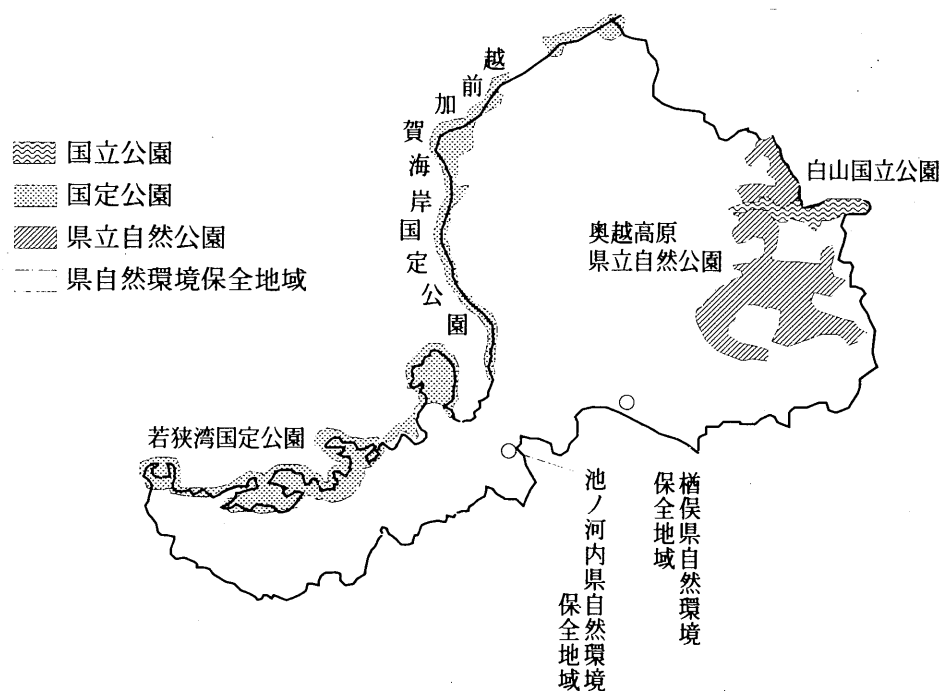
表2-6-2 自然公園の概況

(単位: ha)

公 園 名	面 積	特 別 地 域		普通地域	海中公園
		特別保護 地 区	第1種・2 種・3種 特別地域		
白 山 国 立 公 園	5,206.0	220.0	4,986.0		
越前加賀海岸国定公園	7,530.0	92.0	7,257.0	181.0	
若狭湾国定公園	15,457.0	67.0	15,185.0	205.0	30.2
奥越高原県立自然公園	33,239.0		19,927.0	13,312.0	
計	61,432.0	379.0	47,355.0	13,698.0	30.2

(資料: 自然保護課)

図2-6-3 福井県の自然公園



(資料: 自然保護課)

第3節 野生鳥獣

野生鳥獣の生息は、自然の豊かさを表すバロメーターと言われており、野生鳥獣を含む多様な生物が人間と共存できるよう自然環境を適正に保全していく必要がある。

本県では、絶滅種・外来種を含めると鳥類 317種、陸生哺乳類45種が確認されている。

このうち、鳥類については、本県で記録される鳥類のおよそ3分の2が冬鳥、夏鳥等の渡り鳥で占められており、本県が日本海側における重要な渡来経路にあたっていることを示している。また、織田町の六所山に設置されている環境庁の一級観測ステーションにおいても、日本最初のチョウセンメジロや希少鳥類の記録があり、それを裏付けている。

一方、獣類では、大型獣として特別天然記念物ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルの分布がみられ、天然記念物のヤマネなどの小型獣も生息している。

これらの野生鳥獣類の生息に適した環境は、近年における各種の開発行為や都市化の進展に伴い、次第に減少しているが、一方で、サル、イノシシ、カモシカ等の特定の獣類が増加し、特に本県の嶺南地方では農林業に被害を与えている。

県では、従来より、鳥獣保護事業計画を策定し、野生鳥獣の適切な保護管理を図ってきているが、鳥獣保護区等の設定状況は表2-6-4の通りである。

表2-6-4 鳥獣保護区等の設定状況（平成9年3月31日現在）

区 分	個所数	面 積 (ha)	備 考
鳥 獣 保 護 区 (特別保護地区)	40 (12)	25,921 (876)	(鳥獣保護区内に指定)
休 獵 区	30	34,807	
銃猟禁止区域	43	23,224	
	113	83,952	県土面積の20%

また、食物連鎖の頂点に位置する猛禽類は全国的に生息数が減少し、国では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」によって、その保護を図っているが、このうち、国の天然記念物および国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシについては、平成2年度から行っている調査の結果、県内では12~20羽が生息していると推定されている。